

第2節 省エネ施策の推進

1 県民の省エネ活動による低炭素化の推進

(1) 地球温暖化対策の普及啓発【環境政策課】

①地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進

温室効果ガスの排出を抑制し、削減目標を達成するため、県では、平成18年3月に本県における地球温暖化対策に関する普及・広報の拠点となる「福井県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「温暖化センター」という。）として、NPO法人エコプランふくいを指定し、以後連携して地球温暖化対策の普及啓発を行っています。

特に、県民、事業者がそれぞれの日常生活や事業活動において、身近な省エネ活動などの取組みを実行することが重要であるため、平成18年6月からは、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げようと、温暖化センターとともに、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各団体等の協力をいただきながら推進しています。

LOVE・アース・ふくい

Life	日常生活
Office	事業活動
Vehicle	自動車利用
Education	環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開します。

実践的な省エネ活動の普及促進を図るため、平成23年度から平成25年度にかけ、節電をテーマとしたキャンペーンやコンテスト等を実施し、平成26年度から平成27年度は、県内各地で開催されるイベント等に出向し、イベント来場者を対象に、家族構成や住宅仕様、家電の保有状況、光熱費の状況等に応じた省エネコンサルティングを実施しました。平成28年度については、省エネコンサルティングをさらに一歩進めた形で、国の資格を有する診断員が、専用の診断ソフトを使用した省エネ診断（うちエコ診断）を行いました。



うちエコ診断の様子



チラシ

②ロゴマークの活用

地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進に当たり、当時政府が進めていた「チーム・マイナス6%（現：Fun to Share）」と連携し、県の地域ブランドである恐竜骨格を活用して、ロゴマークを作成しました。

地球温暖化ストップ県民運動を広く普及するため、環境協定締結事業所やアースサポーター、マスメディア等と連携し、民間企業、行政機関の広告やホームページなどでロゴマークを活用しています。

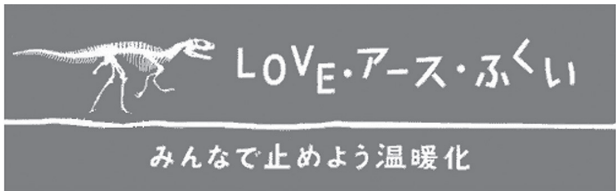


図2-2-1 「LOVE・アース・ふくい」ロゴマーク

③地域における温暖化防止活動

県では、地域や家庭において地球温暖化防止に向けた取組みを推進する「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）を委嘱しています。現在約40名のアースサポーターが各地域で自らが率先して地球温暖化防止の取組みを実践するとともに、地球温暖化に関する情報提供や意識啓発、地域での活動の推進などを行っています。

- ・アースサポーター講師派遣事業
- ・エコライフ診断
- ・環境家計簿の普及 など

(2) 省エネルギー対策の推進

①「クールビズ」の推進

県では、地球温暖化防止に向けた取組みとして、平成17年度から夏季の適正冷房（28℃）の徹底と軽装での勤務を推奨する「クールビズ」を実施しており、平成28年度は、5月20日から9月30日までを実施期間とし、率先して取り組みました。

また、クールビズにあわせて、県内65の施設を「クールシェア」スポットとして紹介し、家庭でのエアコン使用を控えてもらう取組みを新たに実施しました。

②「ウォームビズ」の推進

県では、過度な暖房を控えながらも快適に過ごす「ウォームビズ」についても推進しています。

実施期間は平成28年12月1日から3月31日までとし、暖房時の室温を20℃とすることや、重ね着やひざかけの活用などによる温度調整を推奨し、過度な

暖房を控えたスマートなビジネススタイル・ライフスタイルの実践を呼びかけています。

なお、冬の省エネ対策を一層推進するため、県庁舎では、暖房の設定温度を18℃とし、率先して取り組んでいます。

③環境対応住宅【建築住宅課】

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、「劣化対策」「省エネ性能」などの基準を満たす住宅の建築計画および維持保全計画の認定を行っています。

また、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に対する計画の認定を行っています。

2 自動車・交通対策による省エネ活動の推進

(1) クルマに頼り過ぎない社会づくりの推進

【交通まちづくり課】

本県は、マイカーの一世帯当たり保有台数は、平成28年3月末現在1.75台で、全国1位のクルマ依存県です。

このため県では、平成20年度から、過度なクルマ利用を控え、公共交通機関や自転車等を利用するカー・セーブ運動を推進しています。

この運動を県民一人ひとりに参加してもらう県民運動へ拡大するため、行政、交通事業者、各界の代表団体が構成する「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」において、社会全体で取り組むアクションプランに基づき、「不必要なクルマ利用をやめる」、「クルマを皆で使う」、「新時代にふさわしい社会へ」の3つの観点での取組みを進めています。



カー・セーブ運動の啓発活動（おもしろ自転車試乗会）

カー・セーブ運動を積極的に推進するため、10月を推進月間として集中的に広報活動を展開するとともに、県内各地の環境や交通などのイベントにブースを出展し、より県民に見える形でクルマに頼り過ぎない生活スタイルのPRを行っています。併せて、複数人で乗車できるおもしろ自転車の試乗会や貸出し、自転車の無料修理・点検会も実施しています。平成28年9月には「自転車先進国」オランダのアムステルダム市から、現地の自転車3台を譲り受け、自転車利用の機運醸成に活用しています。



オランダ自転車贈呈式

平成28年11月現在、カー・セーブ運動には、251の企業・団体に参加いただいております。参加者のうち対象者には、運賃が最大半額になる参加証を発行して、公共交通機関の利用促進を図っています。

また、短距離のクルマ利用を抑制するため「福井バイコロジスト」宣言による「自転車で3キロ運動」を推進しています。パーク&ライドについては、駅やバス停に併設する駐車場等の整備を支援するとともに、県施設等の駐車場を活用したパーク&サイクルライドも実施しています。

さらに、環境に優しく、新しい移動手段として超小型電気自動車を導入し、イベント等での試乗や展示により、普及促進を図っています。

(2) パークアンドライド渋滞対策モデル事業

【道路保全課】

渋滞緩和のため、県では交差点改良や道路の拡幅などの対策を実施していますが、住宅密集地における用地の確保が難しくなるなど、これまでの対策の実施が困難な状況になっています。

また地球温暖化対策への意識の高まりから、公共交通機関への転換を促し、自動車に頼り過ぎない交通対策の推進も重要となっています。

このため県では道路の渋滞緩和とともに公共交通機関（鉄道）の活性化、自動車の排気ガスや騒音などの環境負荷の軽減を図るため、モデルケースとして、福井市街地へアクセスする鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を設置しています。

【参考】

<福井鉄道沿線>

- ・福武線 浅水駅前駐車場(42台)・福井市
- ・福武線 水落駅前駐車場(80台)・鯖江市
- ・福武線 北府駅駐車場 (63台)・越前市

<えちぜん鉄道沿線>

- ・三国芦原線 西長田駅駐車場(100台)・坂井市
- ・勝山永平寺線 永平寺口駅駐車場(65台)・永平寺町



県営パークアンドライド駐車場（北府駅駐車場）

『冬こそパークアンドライド』

パークアンドライド駐車場およびアクセス道路の除雪を始発電車に合わせて優先的に実施します。

降雪期の市街地渋滞を減らし、環境にも優しいパークアンドライドを始めてみませんか。

(3) 低公害車の導入促進【環境政策課】

自動車は、私たちの経済活動や豊かな暮らしを支えている一方で、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素の排出による地球温暖化など、環境に大きな影響を与えています。このため、燃料消費性能や排出ガス性能に優れた環境負荷の少ない低公害車の普及促進を図る必要があります。

県では、公用車の低公害車への切り替えを率先して行っており、福井県庁グリーン購入推進方針（後述）に基づき、車両区分ごとの排出ガス基準に適合し、車両重量区分ごとの燃費基準値を満たした車両を購入するとともに、市町に対しても低公害車の導入を呼びかけています。

(4) 次世代(省エネ)自動車導入推進

【環境政策課】

自動車使用が多い本県においては、CO₂排出量が少ない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などの次世代自動車の普及を図り、自動車自体からのCO₂排出量を削減することが必要です。

①EV・PHVタウン構想

平成21年3月、本県は経済産業省から「EV・PHVタウン」に選定されました。「EV・PHVタウン」とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の本格普及に向け、地域性にあつ

◆第2部 分野別施策の実施状況

た普及策を検討し、今後積極的に推進していく地域
のことで、全国で18都府県が選定されています。

②率先導入

県では、EV・PHVの普及推進を先導的に行う
ため、平成21年度にアイミーブ5台とプリウス1
台、平成23年度にリーフ3台、平成24年度にアイ
ミーブ1台を率先導入しました。また、平成27年度
には「e-NV200」1台を導入（3年間）し、これら
の自動車は、公用車として活用しているほか、イベ
ントや環境学習などにも活用しています。



電気自動車を活用した環境学習

③充電設備の計画的な整備

ア 充電設備の整備

EV利用者が、電池切れの不安なく走行できるよ
う、平成22年度にはフェアモール福井（福井市）、
越前おおのまちなか交流センター（大野市）の2か
所に、平成23年度にはホームセンターみつわ武生店
（越前市）、日光モーター（敦賀市）の2か所に急速
充電設備を整備しました。

また、平成23年度に、観光や宿泊など目的地での
滞在時間を利用して充電を行う「目的地充電」用と
して、店舗やホテル、旅館、観光施設などを対象に、
充電設備を無料で開放する店舗を募集し、整備に係
る経費を補助することで、31基の普通充電設備を整
備しました。



フェアモール福井（福井市）に設置した急速充電器

イ 充電設備の整備促進

県では、県内の充電インフラ整備を加速し電気自
動車等の一層の普及促進と利便性向上を図るため、
平成25年7月に、「福井県次世代自動車充電インフ
ラ整備ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策
定しました。

ビジョンは、充電設備が効果的に設置されるよ
う、設置者となる方々に本県の考え方等を示すも
のです。ビジョンの要件を満たせば、公共性を有する
充電設備を設置する場合に、経済産業省の「次世代
自動車充電インフラ整備促進事業（平成24年度・26
年度補正予算）」において、充電器購入費と工事費
の補助（補助率の優遇）を受けることができ、平成
28年12月現在、本事業を活用して急速充電器50基、
普通充電器119基の充電設備が設置されています。

また、県内の道の駅14か所にも急速充電器や普通
充電器が整備されており、県内での電気自動車によ
る周遊観光等の利便性の向上が図られています。今
後も、更なる利便性の向上に向けた充電設備の整備
促進に努め、県内をEV・PHVで安全に安心して
運転できる環境をつくることを目指します。

④観光ツアーによるEVの普及

より多くの県民にEVの運転性能・環境性能を実
感してもらうことを目的として、平成24年度に「E
V体験ツアーモデル事業」を実施しました。3回の
ツアー（夏ツアー、県大生の考えたツアー、秋・冬
ツアー）で、計6コースを募集し、31組74名が参加
しました。

⑤レンタカー補助によるEV・PHVの普及

平成25年度は、県民に次世代自動車に身近に触れ
る機会を提供するため、県民参加型のイベント等に
おいて、次世代自動車のレンタカーを活用する団体
等に、車両借上げに係る費用の一部を補助しまし
た。レンタルされた次世代自動車は、イベント等で
展示されたほか、EVの電力を用いてクリスマスツ
リーのイルミネーションを点灯させるなど、多くの
用途で活用されました。

（5）エコドライブの推進【環境政策課】

本県の運輸部門における温室効果ガス排出量は、
平成13年度まで増加傾向にありましたが、平成14年
度以降は、減少傾向で推移しています。これは、燃

費の良い小型自動車や軽自動車、低公害車（ハイブリッドカー等）への乗り換えや、ガソリン乗用車の燃費向上が要因と考えられます。一方で、前述のとおり、過度に車に依存していることも本県の実情です。

そこで、自動車利用時の省エネ活動について、国のエコドライブ普及連絡会が策定した「エコドライブ10のすすめ」について、イベント等で周知し、エコドライブの普及を図っています。これにより、車からの温室効果ガス排出量を抑制することはもちろん、燃費向上、交通事故削減、同乗者等からの信頼向上も期待されます。

エコドライブ10のすすめ

➤1.ふんわりアクセル「eスタート」

やさしい発進を心がけましょう

➤2.加減速の少ない運転

車間距離は余裕をもって、
交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう

➤3.早めのアクセルオフ

エンジンブレーキを積極的に使いましょう

➤4.エアコンの使用を控えめに

車内を冷やしすぎないようにしましょう

➤5.アイドリングストップ

無用なアイドリングはやめましょう

➤6.暖機運転は適切に

エンジンをかけたらすぐに出発しましょう

➤7.道路交通情報の活用

出かける前の計画・準備、渋滞などの情報をチェックしましょう

➤8.タイヤの空気圧をこまめにチェック

タイヤの空気圧を適正にするため、定期的に点検しましょう

➤9.不要な荷物は積まずに走行

不要な荷物は積まないようにしましょう

➤10.駐車場所に注意

違法駐車は、渋滞を招きますのでやめましょう

図2-2-2 エコドライブ10のすすめ

（6）福井都市圏総合都市交通体系調査結果の活用 【都市計画課】

自動車は近年、運転免許保有人口の増加や自動車保有台数の増加、居住範囲の拡大等に伴い、通勤その他の日常生活における自動車への依存が高まっています。一方で、エネルギーや地球環境への問題の

一因にもなります。

このため、交通手段や都市構造も省エネルギー型を志向していく必要があります。自動車利用の抑制と公共交通機関、徒歩および自転車等の利用促進につながる都市構造が求められています。

平成17、18年度に実施した福井都市圏総合都市交通体系調査において、嶺北地域の約6万人を対象に、人が「いつ、どこからどこへ、何を利用して、どのような目的で移動したのか」をアンケートで調査しました。その結果、「福井都市圏の自動車分担率^{*1}は金沢都市圏や富山高岡都市圏よりも高いこと」や、「市町間の移動が増え、広域的な移動が増加していること」など都市交通の現状について問題点・課題が明確になりました。

福井都市圏総合都市交通体系調査データは、すべての交通手段による人の行動を総合的に把握していること、年齢や自動車保有などの個人・世帯属性を把握していることなどの特徴があり、環境面も含めた総合的な交通計画へ活用されています。

コラム 燃料電池自動車について

燃料電池自動車は、水素から電気を発電して走行する自動車で、利用段階では水しか排出しないクリーンな自動車です。

現在は、四大都市圏を中心に、水素ステーションが整備され、燃料電池自動車も徐々に普及し始めています。

本県では、ふるさと環境フェア2016において燃料電池自動車2台の展示および試乗の機会を設け、県民への周知活動を行いました。



【“MIRAI”（トヨタ自動車株式会社）】



【“CLARITY FUEL CELL”（本田技研工業株式会社）】

^{*1} 自動車分担率：全交通手段のトリップ（人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位）数に対して、自動車によるトリップ数の占める割合を自動車分担率といいます。